

幅広い産業における基礎材料として産業活動に不可欠である一方、取扱や管理の方法によっては人の健康へ影響をもたらす

国連の基準等により危険有害とされるすべての化学物質の危険有害性情報をすべての関係者に伝達し活用させるべき

リスクに基づく合理的な化学物質管理の促進

職場における化学物質管理の今後のあり方に関する検討会の提言

化学物質
総数約6万物質

【製造禁止】8物質

【製造許可】7物質

【特別規則に基づく管理】
104物質

安全データシート※2
交付対象物質
640物質

指針による指導
約800物質

届出化学物質のうち、強い変異原性のある物質。ばく露防止措置、安全データシートの交付等を指導

国連の基準等により
危険有害とされる物質

危険有害性情報がある物質
約4万物質

国連の基準等による危険有害性情報が明らかではない物質
約2万物質

※3 事業者の調査により、危険有害性が判明した物質は順次移行

現行の安衛法の適用がある
既存化学物質

重度の健康障害が生じることが明らかで、かつ、それを防ぐ十分な方法がない化学物質(石綿等)

重度の健康障害を生ずるおそれがある化学物質(PCB、ベリリウム等)

災害が多発しており、特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則等による管理(測定、局所排気装置、健康診断等)が必要な物質

国内外の学会等において、人への健康影響が確認されている物質

【国によるリスク評価】

製造・取扱の実態調査の結果、高いリスクが確認された物質を特別規則に基づく管理対象物質へ追加。現行の規制についても適宜見直しを行う

【国による有害性調査】

日本バイオアッセイ研究センターにおいて、化学物質やナノマテリアルを対象に、動物試験によるがん原性の調査を実施中

【安衛法の一般規制】

有害物を取り扱う作業について、ばく露防止等の対策を求めている(安衛則576,593条等)

【新規化学物質の届出(届出化学物質)】

事業者による変異原性※1の調査の実施・結果の国への届出(年約1200物質、累計2万物質)

※1 生物の遺伝子に突然変異を引き起こす性質。変異原性試験は、化学物質の発がん性スクリーニング試験として利用されている

※2 危険有害な化学物質に関する情報(名称、人体に及ぼす作用、取扱い上の注意等)を通知するために販売業者等から交付される文書

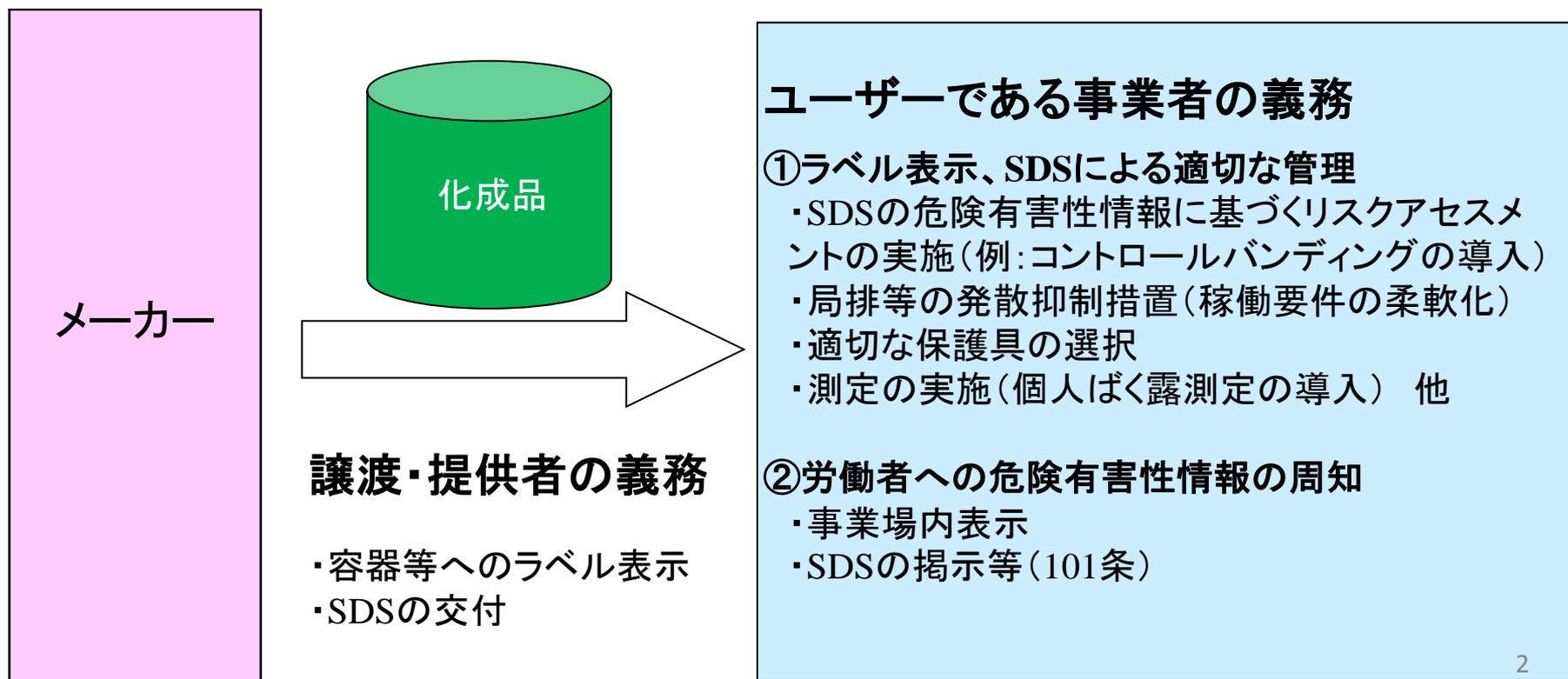
危険有害性情報の伝達及び活用の促進

表示、SDSの活用による労働災害防止

○ 基本的な考え方

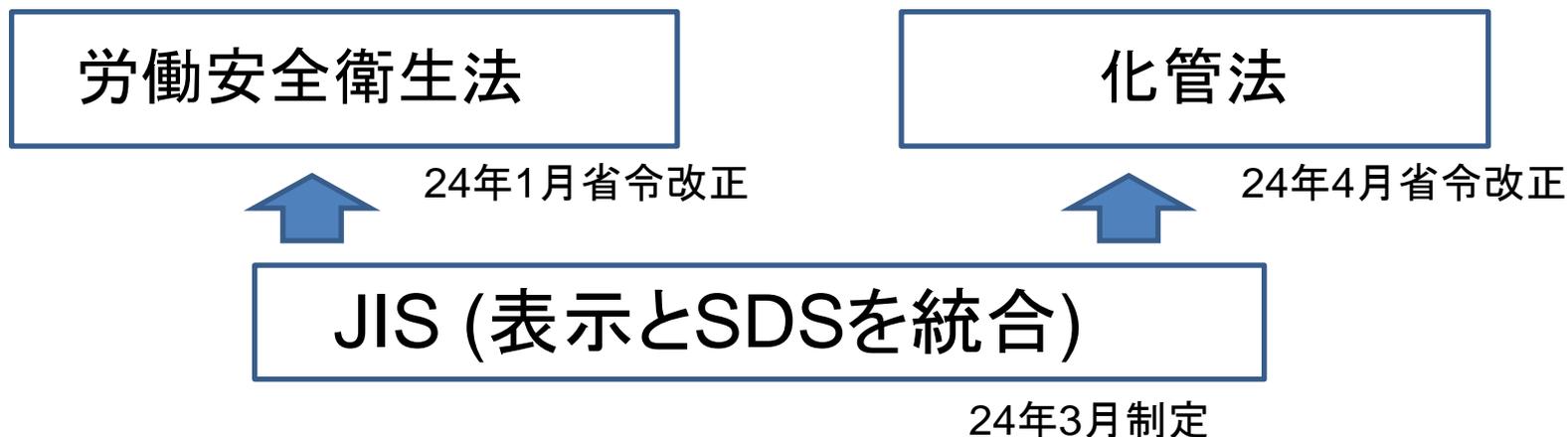
化学物質の危険有害性情報の伝達は、危険有害であることを知らずに取り扱うことによる労働災害を防ぐため、譲渡提供時の容器及び事業場内で使用する容器へのラベル表示が基本であり、最も重要である。

次いで、当該化学物質による製造取扱い作業における労働災害防止のため、SDSの危険有害性情報に基づくリスクアセスメント等の具体的な対策を講ずることが必要である。



化学物質管理の共通プラットフォーム

事業者間で化学品を取引する際の情報伝達について、GHSとの整合性を図り、確実に分かりやすい伝達をするため、安衛法及び化管法ともに省令・指針の改正を行い、GHSに対応する新JISに従ってSDS(安全データシート)*を作成することが努力義務化された。これに従えば安衛法及び化管法の規定を満たすこととなった。(※:化管法ではMSDS(化学物質安全性データシート)と呼称)



SDSと表示の二つに分かれているGHSに対応した情報伝達のJISを統合し、GHSに対応した情報伝達の共通基盤となる新JISの策定を、関係各省や産業界と連携し実施 (正式名称: JISZ7253 GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法ーラベル, 作業場内の表示及び安全データシート(SDS))

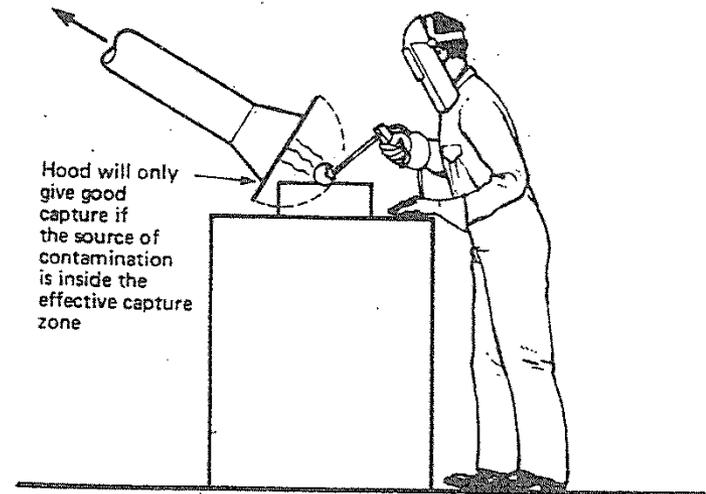
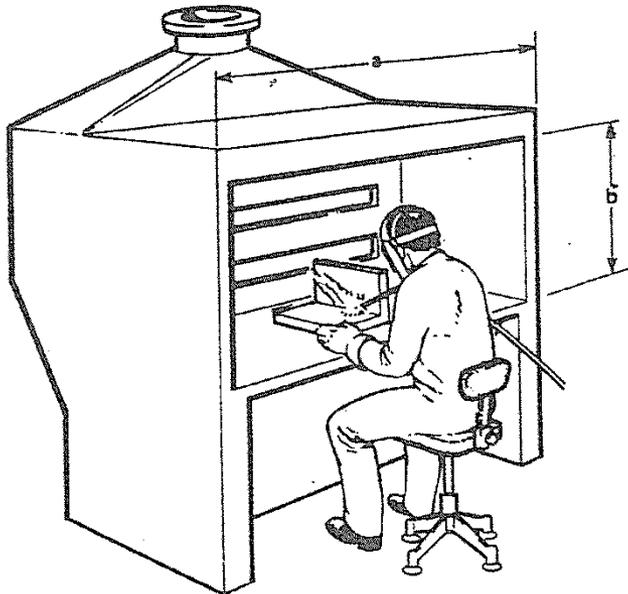
- 2つの法令でJISを引用→ 実質的にJISが共通ルール

(参考) GHSについて

(化学品の分類および表示に関する世界調和システム、Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals)

- 化学品の危険有害性(ハザード)ごとの各国の分類基準及びラベルや安全データシート(SDS)の内容を調和させ、世界的に統一したルールとして提供することを目的に、2003年に国連勧告。主な項目は以下のとおり。
 - 物理化学的危険性: 爆発性、可燃性／引火性 等
 - 健康に対する有害性: 急性毒性、皮膚腐食性／刺激性 等
 - 環境に対する有害性: 水生環境有害性 等
- 国内では、2001年にGHS関係省庁連絡会議を設置し、各省が連携しつつ、
 - (1)GHSのJIS化
 - (2)GHSに沿って化学物質を分類した結果の公表(現時点で約2450物質)
 - (3)マニュアル・ガイダンスや各種のツールの開発・提供等、GHS推進のための取組を実施している。
- 事業者間では、労働安全衛生法及び化管法に基づきGHS対応が進んでおり、また、消費者製品についても、一部の業界団体でGHS対応が進んでいる。

労働現場で使用される局所排気装置



出典 : An Introduction to Local Exhaust Ventilation /HSE

局所排気装置以外の発散抑制方法の柔軟化・性能要件化

(「職場における化学物質管理の今後のあり方に関する検討会」報告書より)

① 別の方法でも、作業現場の有害物質の濃度が低く保たれる



② 有害物質の濃度を低く保つようなくみ

- ・ 定期的な監査・パトロールによる維持改善等
- ・ 管理体制の整備
- ・ 専門家の参画(外部人材の活用等)
- ・ 作業環境測定、リアルタイムモニタリング等
- ・ その他



局所排気装置を用いることなく、有害物質を除去する方法の採用が可能